



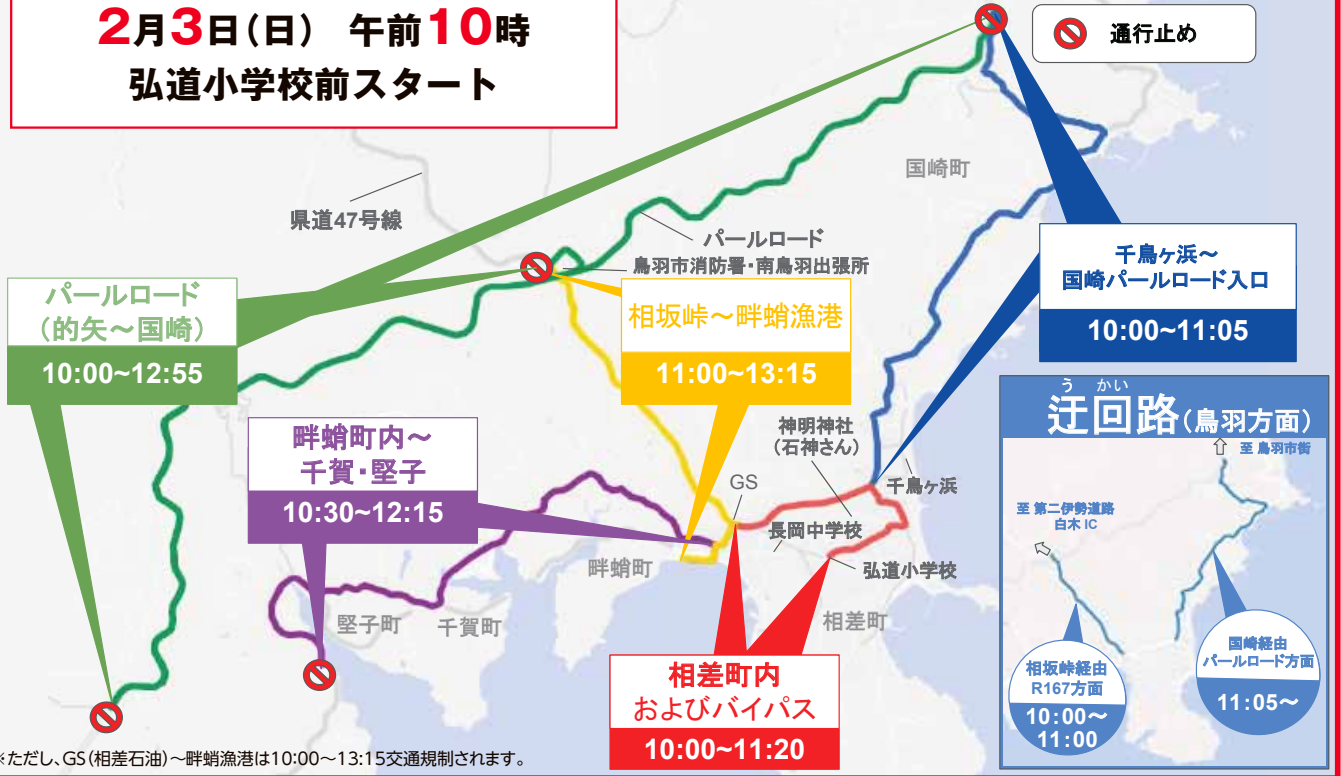
第4回 石神さん女子マラソン

2月3日(日) 10:00~13:15ごろ 交通規制 を実施します

石神さん女子マラソン開催に伴って交通規制を実施しますので、
ご協力をお願いします。

石神さん女子マラソン実行委員会 ☎(21) 6660

2月3日(日) 午前10時
弘道小学校前スタート



~新成人のみなさんへ~ 20歳になったら国民年金

市民課保険年金係 ☎(25) 1148
伊勢年金事務所 ☎0596(27) 3601

ご成人おめでとございませう。20歳を迎えるときさまざまな権利とともに義務も生まれてきます。国民年金に加入することもその一つです。

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての人が加入し、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

また、年金制度は老後の収入保障だけではありません。病気やケガで障がいが残ったときは障害年金を、加入者が亡くなられたときは遺族年金を受け取ることができる場合があります。

少子高齢化が進行し、現役世代のかたの負担が年々増加していますが、保険料を納め続けることで、年金の給付は生涯にわたって保障されます。しかし、加入の手続きや保険料の納付忘れがあると、年金が受け取れないこともありますので、必ず国民年金の加入手続きをしましょう。

加入手続き
学生や自営業者などの第1号被保険者となるかたは、20歳になったら手続きが必要です。市役所または伊勢年金事務所です。手続きをしてくださ

サラリーマンや公務員などの第2号被保険者のかたや、第2号被保険者に扶養されている配偶者(第3号被保険者)のかたは、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、市役所での手続きは必要ありません。

保険料の免除・猶予
所得が少ないため、国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予または免除となる制度があります。

学生のかたは「学生納付特例制度」、経済的な理由などにより保険料の納付が困難なかたは、「全額免除・一部免除制度」や「納付猶予制度」があります。

これらの申請を行わず、国民年金保険料が未納のまま続くと、受給資格期間を満たせず、年金を受け取ることができなくなったり、納付の要件を満たさず、万が一の時の障害年金・遺族年金を受給できなくなったりすることがあります。納付が困難な場合には、必ず手続きをしましょう。

くわしくは、市民課保険年金係または伊勢年金事務所へ問い合わせてください。